

第 3 6 回

芽室町農業委員会総会議事録

平成 2 9 年 6 月 2 8 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

平成 29 年 6 月 28 日（水） 10 時 30 分～11 時 04 分

●場所

芽室町役場 第一庁舎三階 第 1 委員会室

●議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 報告第 1 号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の件
- 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による意見聴取の件
- 日程第 5 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件
- 日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による
農用地利用集積計画決定の件
- 日程第 7 議案第 5 号 芽室町農業経営基盤強化の促進に関する基本的
な構想の見直しに係る意見書の件
-

●出席委員

1 番 土江田 泰憲 2 番 岩田 辰美 3 番 勝部 正志 4 番 島部 亨
5 番 浅井 隆久 6 番 森本 敏彦 7 番 浅野 博文 8 番 鈴木 久恵
9 番 武田 美晴 10 番 児玉 典己 12 番 佐野 隆則 13 番 高橋 光男
14 番 池戸 伸好 15 番 永原 克美

●欠席委員

11 番 前崎 久雄 16 番 高野 満 17 番 岡田 恒博

●委員会に参加した者

事務局長 日下 勝祐 農地振興係長 村上 大助 農地振興係 今森 賛

●議事録署名委員

12 番 佐野 隆則 13 番 高橋 光男

(10 時 30 分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（土江田会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

それでは、議事録署名委員に 12番 佐野委員 13番 高橋委員 を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（土江田会長） 次に、 日程第2 報告第1号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。浅野あっせん委員長より、あっせんの結果について、報告をお願いします。

○7番（浅野委員） あっせん委員会を6月19日に開催しました。あっせん委員に岩田委員、勝部委員、鈴木委員、武田委員、そして私、浅野。事務局から日下局長、今森主事に出席をいただきました。午後3時00分より農業委員会会議室において事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行いました。午後4時30分からあっせん委員会を開催しました。それでは結果について報告を申し上げます。

【番号1番から番号2番朗読】

番号1番から2番まで、全てあっせんが成立した事をご報告いたします。以上でございます。

○議長（土江田会長） ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

よろしいですか、特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（土江田会長） 次に、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1 番朗読】

売買でありまして、6頁に添付している農地法第3条調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○議長(土江田会長) ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります浅井委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番(浅井委員) この土地の場所につきましてははですね、〇〇〇〇さんの家から〇の方へ1本、〇〇〇〇川を渡りましてすぐ横にあります。〇〇線という細い道路があるんですけども、そのどん詰まりの所にございまして、なかなか皆さま方、場所的には理解できないと思いますけれども、〇〇川のすぐ近くでございます。その中の自作地の中にある河川敷の土地でございまして、問題が起きるような所ではございませので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長(土江田会長) これより質疑に入ります。番号1番について ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長(土江田会長) 次に、番号2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(村上)

【番号2 番朗読】

使用貸借でありまして、7頁に添付している農地法第3条調査書と、8頁から12頁に農地所有適格法人要件確認チェックシートを添付しておりますのでご参照下さい。なお、チェックシートのとおり農地所有適格法人の要件を満たす法人であり、問題ない案件と考えます。以上です。

○議長(土江田会長) ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります永原委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○15番(永原委員) 事務局から説明のありましたとおり、〇〇〇〇さんの名義の土地を〇〇〇〇さん、自分の会社でございますけれども、そこに使用貸借するというございます。使用貸借期間は20年ということで、賃貸料は発生しておりません。以上でございます。

○議長(土江田会長) これより質疑に入ります。番号2番について ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長(土江田会長) 次に、番号3番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(村上)

【番号3番朗読】

賃貸借でありまして、期間は5年間、13頁に添付している農地法第3条調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○議長(土江田会長) ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 岩田委員から現地調査の結果及び補足説明を致します。

○2番(岩田委員) 今、事務局から報告のありましたこの案件であります、長年、個人的に賃貸借を行っていたということで、今回正式に3条で賃貸借を結ぶということになりました。かなりの面積ですが、ずっと長年賃貸していたということで、周りの方もそういう認識のもと、今回別にこれといった問題はないという事を確認してまいりました。〇〇さんにつきましては、43歳ということで、就農してから20年以上経っているということで一生懸命頑張って営農しておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長(土江田会長) これより質疑に入ります。番号3番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長(土江田会長) 次に、番号4番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(村上)

【番号4番朗読】

賃貸借でありまして、期間は5年間、14頁に添付している農地法第3条調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○議長(土江田会長) ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 岩田委員から現地調査の結果及び補足説明を致します。

○2番(岩田委員) この4番の案件に関しましても、3番と同様、この度正式に3条契約をするということになった案件であります。〇〇さんにつきましては、後継者の方もいらっしゃるのですが本人名義で賃貸借を正式にするということです。元々個人的に借りていたということで、周りに対しても色々な影響もなく各要件もクリアしていますので、よろしくご審議をしていただきたいと思います。

○議長(土江田会長) これより質疑に入ります。番号4番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号4番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長(土江田会長) 次に、番号5番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(村上)

【番号5番朗読】

賃貸借でありまして、期間は5年間、15頁に添付している農地法第3条調査書と、16頁から20頁に農地所有適格法人要件確認チェックシートを添付しておりますのでご参照下さい。なお、チェックシートのとおり農地所有適格法人の要件を満たす法人であり、問題ない案件と考えます。以上です。

○議長(土江田会長) ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 岩田委員から現地調査の結果及び補足説明を致します。

○2番(岩田委員) この案件に関しましても3番4番と同じく、この度正式に3条契約を結ぶという案件であります。ご覧のように地目に関しましては、公募はほとんど牧場というような条件のあまり良くない場所で、一般の作物はなかなか難しく〇〇〇〇さんの方で牧草や飼料作物を作るのに今まで賃貸を受けていたということです。それによって賃貸料も他の方に比べ安いということになっておりますが、条件的に見ればこれ位が妥当かなと見てまいりました。近場の人たちの方にも了解を得ておりますし、なんら問題もないかなと思っておりますのでご審議をよろしく願いいたします。

○議長(土江田会長) これより質疑に入ります。番号5番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号5番につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第1号 を終わります。

●日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長(土江田会長) 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

転用の目的は、農産物処理加工施設の建設でございます。この件につきましては、5月の総会において、農振変更に係る意見書の件でご審議いただいております。以上です。

○議長（土江田会長） ただいま説明のありました案件につきましては、5月に開催した第35回総会で審議いただいたものです。特にご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め番号1番につきましては 原案のとおり決定いたします。

○議長（土江田会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（村上）

【番号2番朗読】

転用の目的は、砂利採取及び基盤整備であります。転用期間は平成29年8月10日から平成30年8月9日までです、23頁から24頁に位置図・地籍図と、25頁から28頁に農地転用申請に係る審査表を添付しておりますのでご参照ください。なお、砂利採取による一時転用であり、立地基準、一般基準を満たしており、問題ない案件と考えます。以上です。

○議長（土江田会長） ただ今の事務局の説明に関連して 地区担当委員であります浅井委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（浅井委員） 先ほど申し上げました案件の土地の所でございます、地図をご覧になっていただければわかると思えますけれども、〇〇橋を渡ってすぐ堤防を走って行くと、〇〇橋というところがございしますが、ここを左に曲がっていただくと現場になっております。この土地はですね、〇道が横に通っておりますので、他の方々の農地を通る事は全くございませんので迷惑のかかるという事は一切ございません。あとですね、この土地の形状ですけれども西側の方が3年前に砂利採取をしてちょっと高くなっております。それでですね、〇〇さんの土地はちょっと低くなったため、水が溜まりやすく砂利も少し多いということで、こういう砂利採取及び基盤整理の申請をさせていただいております。以上です。

○議長（土江田会長） これより審議に入ります。番号2番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め番号2番につきましては 原案のとおり決定いたします。

○議長(土江田会長) 次に、番号3番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(村上)

【番号3番朗読】

転用の目的は、土砂採取及び起伏調整であります。転用期間は平成29年7月20日から平成32年7月19日までです、29頁と30頁に位置図・地番図。31頁から34頁に農地転用申請に係る審査表を添付しておりますのでご参照ください。なお、土砂採取による一時転用であります。立地基準、一般基準を満たしており、問題ない案件と考えます。以上です。

○議長(土江田会長) ただ今の事務局の説明に関連して 地区担当委員であります武田委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番(武田委員) 29頁になります。〇〇市街より〇〇方面に向かいまして、〇〇〇〇号まで行った所で〇に曲がります。ちょうど〇〇〇〇の所を反対に走って〇〇川の横になります。それで29頁の丸い申請地と書いてある所が現場になりますが、そこから現在行われている〇〇さんの畑の砂利採取のところに土を取って運ぶというもので30頁参照になります。〇〇号道路が下側になります。斜めに走っているのが〇線道路です。そのすぐ横〇〇の〇〇には約3段程。それから〇〇の〇〇というのが〇〇h a少々ありますが、その一割程度が申請地ということになっております。で、間にありますのが地目、山林でありまして、ここに4~5mの起伏があります。これを、〇〇の〇〇の高いところを取って一枚の畑にするということでありまして。片側が〇〇線、南側が〇〇号道路、西側が〇〇川、〇〇の〇〇というのが隣の〇〇氏ですが、了解を得てあるということで問題のない案件と思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(土江田会長) これより審議に入ります。番号3番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め番号3番につきましては 原案のとおり決定いたします。

なお、番号1番、2番及び3番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答がありしだい、芽室町農業委員会会長専決第2条第4号の規定により許可証を交付いたします。

以上で 議案第2号 を終わります。

●日程第5 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件

○議長(土江田会長) 次に、日程第5 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(村上) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番朗読】

転用の目的は、農機具用倉庫の新築及び農産物置場の設置であります。37頁から40頁に位置図・地番図・建物配置図。41頁から44頁に農地転用許可申請に係る審査表を添付していますのでご参照ください。なお、内容につきましては農機具用庫の建設であり、立地基準・一般基準においても許可基準をみたしているので、問題ない案件と考えます。以上です。

○議長(土江田会長) ただいまの事務局の説明に関連して、転用計画地の地区担当委員であります私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。5月20日に現地調査を行ってまいりました。近年農地の拡大とともに機械等の大型化を計っているところではありますが、一部離農者の倉庫を借りて使用している状況です。今回、自宅の側に倉庫の新設を行い、作業効率の向上を図りたいとの申し出です。現在の各地帯に、そのスペース

が無く、転用申請となりました。周辺農地への影響もないと思われまます。審議をお願いいたします。

○議長(土江田会長) これより審議に入ります。ご意見・ご質問あるいは当該変更に関する異議はありますか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定いたします。

つきましては、芽室町農業振興地域整備計画変更について異議のない旨芽室町に回答することといたします。

以上で 議案第3号 を終わります。

●日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長(土江田会長) 次に、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号10番から11番まで、

事務局より続けて議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(今森) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【番号10番から番号11番朗読】

整理番号10番および整理番号11番につきましては、先の報告第1号で報告がありました、あつせんが成立した案件の権利設定を行うための利用集積計画です。なお、整理番号10番から11番はいずれも47頁の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。以上です。

○議長(土江田会長) それでは整理番号10番から整理番号11番について審議いたします。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(土江田会長) それでは整理番号10番から整理番号11番まで異議のないものと認め 原案のとおり決定いたします。

以上で 議案第4号 を終わります。

●日程第7 議案第5号 芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書の件

○議長(土江田会長) 次に、日程第7 議案第5号 芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書の件を議題といたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局(村上) 議案第5号 芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書の件。農業経営基盤強化促進法施行規則第2条及び第7条の規定により、芽室町より意見を求められた芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、審議を求める。

49頁に変更理由と、別添の資料として新旧対照表をご覧ください。この件につきましては、町で農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づいて定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、略して基本構想、の見直しを進めております。今回この変更案について、町から農業委員会に意見を求められたものです。農業経営基盤促進法は、効率的、安定的な農業経営や、育成・

経営改善を進めようとする農業者に対する農用地の利用集積や、経営管理の合理化など、措置を総合的に講ずる。などを目的としております。市町村の定める基本構想がその効率的・安定的な農業経営の指標や農地の利用権の設定をうけるものの要件などを定めております。今回の基本構想の見直しにつきましても、北海道が策定する農業経営基盤強化促進方針が見直された事から、芽室町の基本構想の北海道方針に沿って見直すものであります。主な変更内容といたしましては、従事者一人あたりの年間農業所得目標を、他産業事業者並に確保しつつ、周辺市町村の状況も勘案し370万円程度から概ね400万円程度へ変更しております。それと農用地利用集積計画が取り消された場合に、農業委員会の対応として、農業委員会は取り消しがあった場合において、当該農用地適正かつ効率的な利用が計られない恐れがあると認められた時は所有者に対し、利用権設定とあっせんを働きかけるとともに必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、などの活用を図るものとする。また、所有者がこれらの事業施行実施に応じたときは、農地中間管理機構と協力して、農地の適正かつ効率的な利用の確保を務めるものとする。と、追加されております。その他49頁に記載されているとおりでございます。あと、誤字などの修正も行っております。以上です。

○議長(土江田会長) ただいま事務局から説明がありましたがご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(土江田会長) ないものと認め 議案第5号につきましては原案のとおり決定いたします。

以上で 議案第5号 を終わります。

○議長(土江田会長) 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【発言なし】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第36回総会を閉会いたします。

(11時04分 閉会)